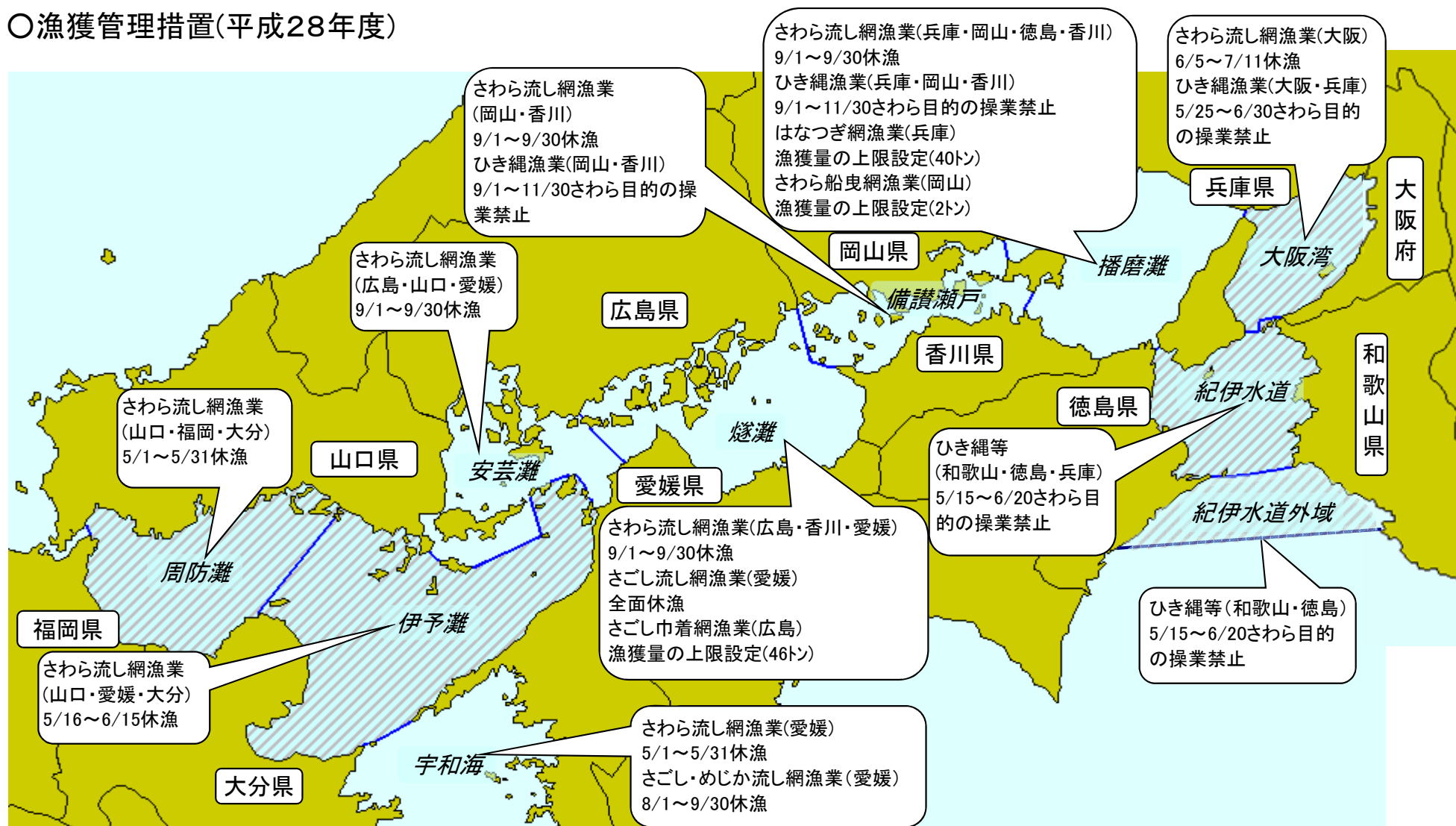


資料 1 - 1

平成 2 8 年度
サワラ広域資源管理の実施状況等について

○漁獲管理措置(平成28年度)



※斜線部分は、春漁を規制
 ※さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

※瀬戸内海広域漁業調整委員会指示で規制されている「はなつぎ網」、「さわら船曳網」、「さごし巾着網」の漁獲量

区域	漁業種類	委員会指示による制限	漁獲量
播磨灘	はなつぎ網	年間漁獲量40トン以下	31.7トン
播磨灘	さわら船曳網	年間漁獲量 2トン以下	1.8トン
燧灘	さごし巾着網	年間漁獲量46トン以下	-

○ 平成 28 年度共同種苗生産の結果

(1) 採卵

香川県が担当し、種苗生産には 5 月 9 日に得た受精卵 98 万粒を使用した。

(2) 種苗生産・中間育成・放流等の実績

瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎における共同種苗生産で 97.8 千尾を生産し、6 月 6 日に関係府県に種苗を配布し中間育成の後、6 月 11 日から 6 月 20 日の間に健全な種苗を合計 69.8 千尾放流した。

平成 28 年度 瀬戸内海におけるサワラ種苗生産・中間育成・放流結果

■生産尾数：97.8 千尾（平均全長 39.6mm）

（生産尾数は、目標 12 万尾に対して約 82%となった。）

■放流尾数：69.8 千尾（放流場所別平均全長 56.6mm～90.0mm）

（放流尾数は、生産尾数 97.8 千尾に対して約 71%となった。）

■中間育成・放流場所（7 力所）

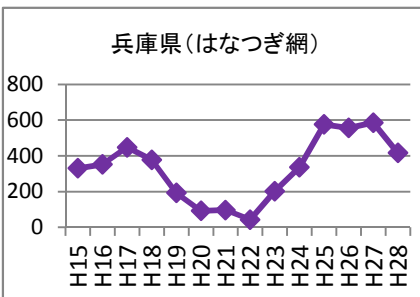
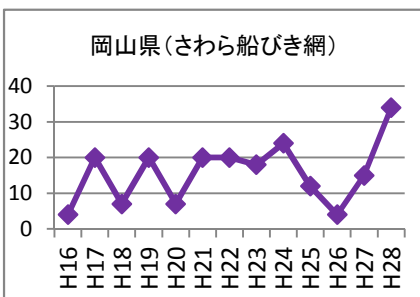
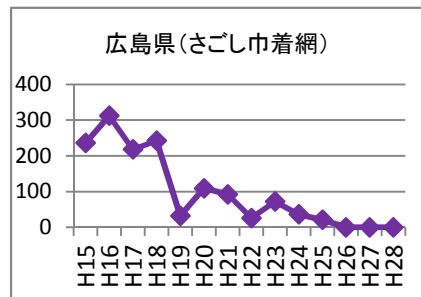
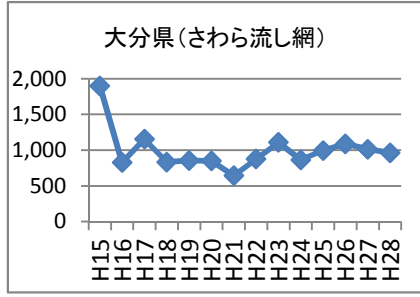
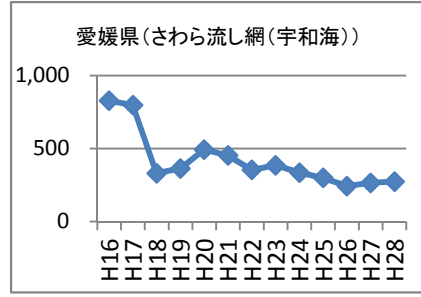
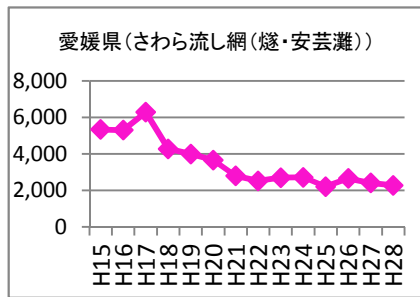
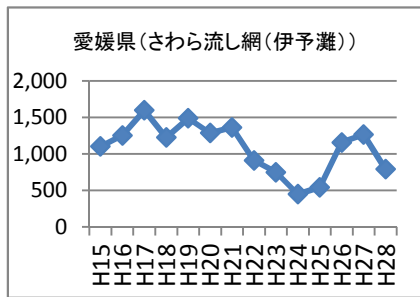
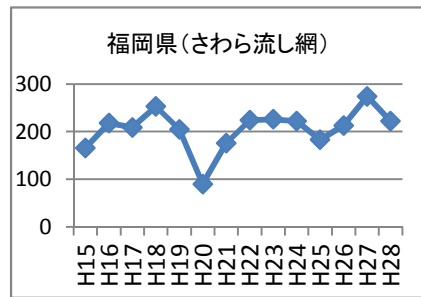
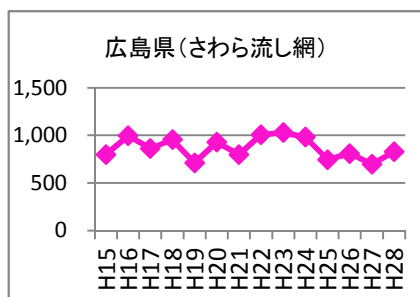
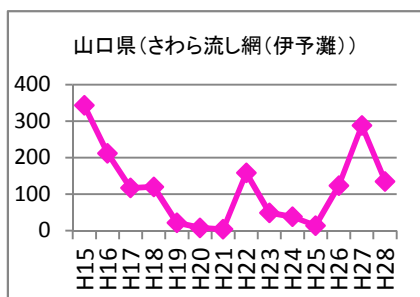
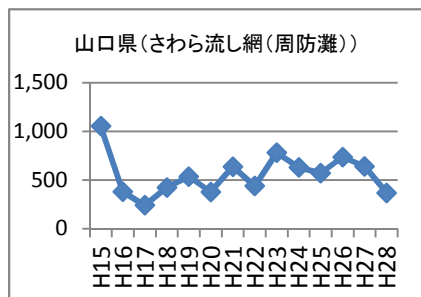
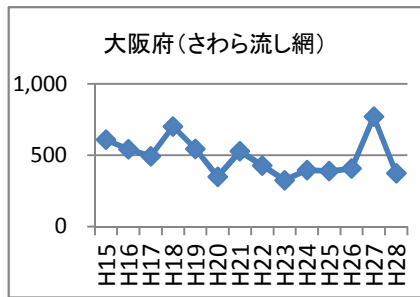
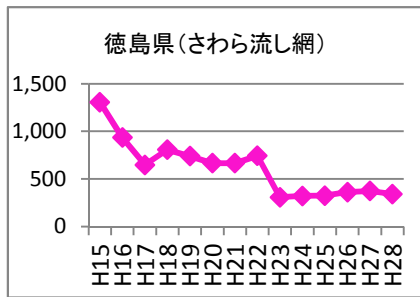
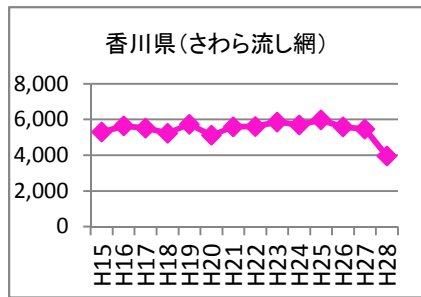
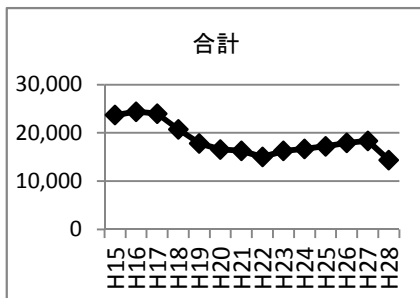
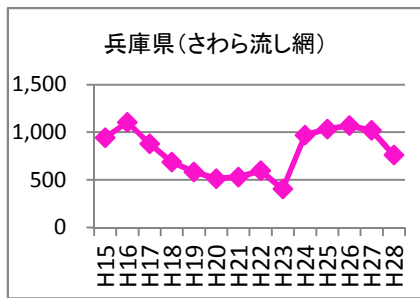
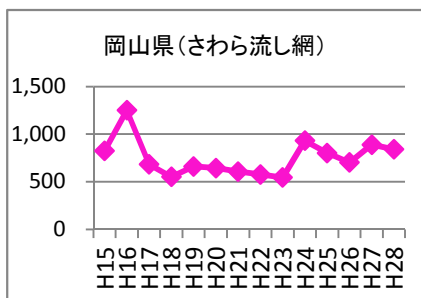
大阪府関空周辺、兵庫県五色町、兵庫県家島町、岡山県日生町、香川県さぬき市、愛媛県今治市、大分県日出町

平成28年 サワラ漁獲努力可能量(TAE)管理の実施状況

単位: 隻日

	大阪府	兵庫県		岡山県		広島県		山口県		徳島県	香川県	愛媛県			福岡県	大分県	合計
	さわら流し網	さわら流し網	はなつぎ網	さわら流し網	さわら船びき網	さわら流し網	中型まき網	さわら流し網		さわら流し網	さわら流し網	さわら流し網			さわら流し網	さわら流し網	(流し網換算)
設定期間	9/1-11/30	4/20-6/15	5/6-6/15	4/20-6/15	5/1-6/15	4/20-6/20	6/1-8/31	6/16-7/31	9/1-11/30	4/11-6/15	4/20-6/15	4/1-6/30	9/1-11/30	10/1-12/31	9/1-12/31	9/1-12/31	
漁獲努力可能量(A)	5,135	3,140	2,020	6,705	74	5,813	1,288	6,787	13,455	1,736	10,440	16,590	5,880	7,490	1,440	13,500	121,461
消化量(B)	373	761	416	841	34	828	0	135	368	343	3,954	2,278	790	274	222	963	14,380
(B)/(A)	7%	24%	21%	13%	46%	14%	0%	2%	3%	20%	38%	14%	13%	4%	15%	7%	12%

TAE管理期間における出漁隻日数の推移



平成28年度サワラ放流効果調査(さわら流網試験操業)結果(岡山県)

1) 方法

平成28年10月7日、11日及び18日の3日間、図1に示す海域において、さわら流網(目合2.7寸、長さ10反)(表1)漁船1隻を用いて試験操業を実施した。

2) 結果

サワラは0歳魚241尾、1歳魚1尾の計242尾が漁獲された。

0歳魚についての調査結果の推移を表2及び表3に示した。

平成28年の0歳魚のCPUEは8.0尾/反であった(表2)。

また、0歳魚における標識魚の混入率は0.4%であった(表3)。0歳魚の平均尾又長は442mmと昨年より小さかった(表3)。



図1 試験操業海域

表1 年別試験操業網の長さ、網目等

年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
長さ	10反	10反	10反	10反	10反	10反	10反	10反
網目	2.7寸	2.7寸	2.7寸	2.7寸	2.7寸	2.7寸	2.7寸	2.7寸

表2 年別試験操業日及びサワラ(0歳魚)の漁獲状況

年	H21		H22		H23		H24	
	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数
	9/24	158	9/29	49	10/7	27	10/3	17
	10/1	58	10/7	22	10/11	42	10/9	64
	10/13	51	10/12	38	10/18	48	10/18	18
	10/22	33	10/18	12	10/27	72	10/24	70
合計尾数	300		121		189		169	
うち標識魚尾数	14		3		9		2	
混入率	4.7		2.5		4.8		1.2	
CPUE	尾/隻日	75.0		30.3		47.3		42.3
	尾/反	7.5		3.0		4.7		4.2

年度	H25		H26		H27		H28	
	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数	試験日	漁獲尾数
	10/17	12	9/30	17	9/28	4	10/7	5
	10/27	8	10/17	17	10/6	0	10/11	99
	10/30	3	10/23	9	10/15	20	10/18	137
	11/5	5	10/29	72	10/20	8		
					10/26	29		
合計尾数	28		115		61		241	
うち標識魚尾数	1		0		0		1	
混入率	3.6		0.0		0.0		0.4	
CPUE	尾/隻日	7.0		28.8		12.2		80.3
	尾/反	0.7		2.9		1.2		8.0

表3 年別サワラ(0歳魚)の漁獲尾数、大きさ及び放流魚の混入率

項目	漁獲サワラ			うち放流サワラ			
	漁獲尾数	平均尾又長 (mm)	平均体重 (g)	漁獲尾数	平均尾又長 (mm)	平均体重 (g)	混入率 (%)
H21	300	465 (402~616)	744 (539~1,152)	14	472 (436~541)	857 (675~1,152)	4.7
H22	121	432 (370~518)	652 (459~1,084)	3	443 (423~462)	722 (622~859)	2.5
H23	189	447 (348~548)	752 (392~1,199)	9	515 (477~535)	1,057 (847~1,180)	4.8
H24	169	434 (368~510)	657 (452~1,040)	2	491 (472, 510)	986 (931, 1040)	1.2
H25	28	449 (401~505)	757 (580~965)	1	495	1,008	3.6
H26	115	438 (390~520)	688 (470~1,026)	0	-	-	0.0
H27	61	455 (398~509)	760 (484~1,154)	0	-	-	0.0
H28	241	442 (389~539)	675 (470~1,059)	1	463	785	0.4

水産庁受託[我が国周辺水域資源調査評価等推進事業] 平成28年度資源評価結果

参画機関:

和歌山県水産試験場

大阪府立環境農林水産総合研究所水産研究部水産技術センター

兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術センター

岡山県農林水産総合センター水産研究所

広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター

山口県水産研究センター内海研究部

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課

香川県水産試験場

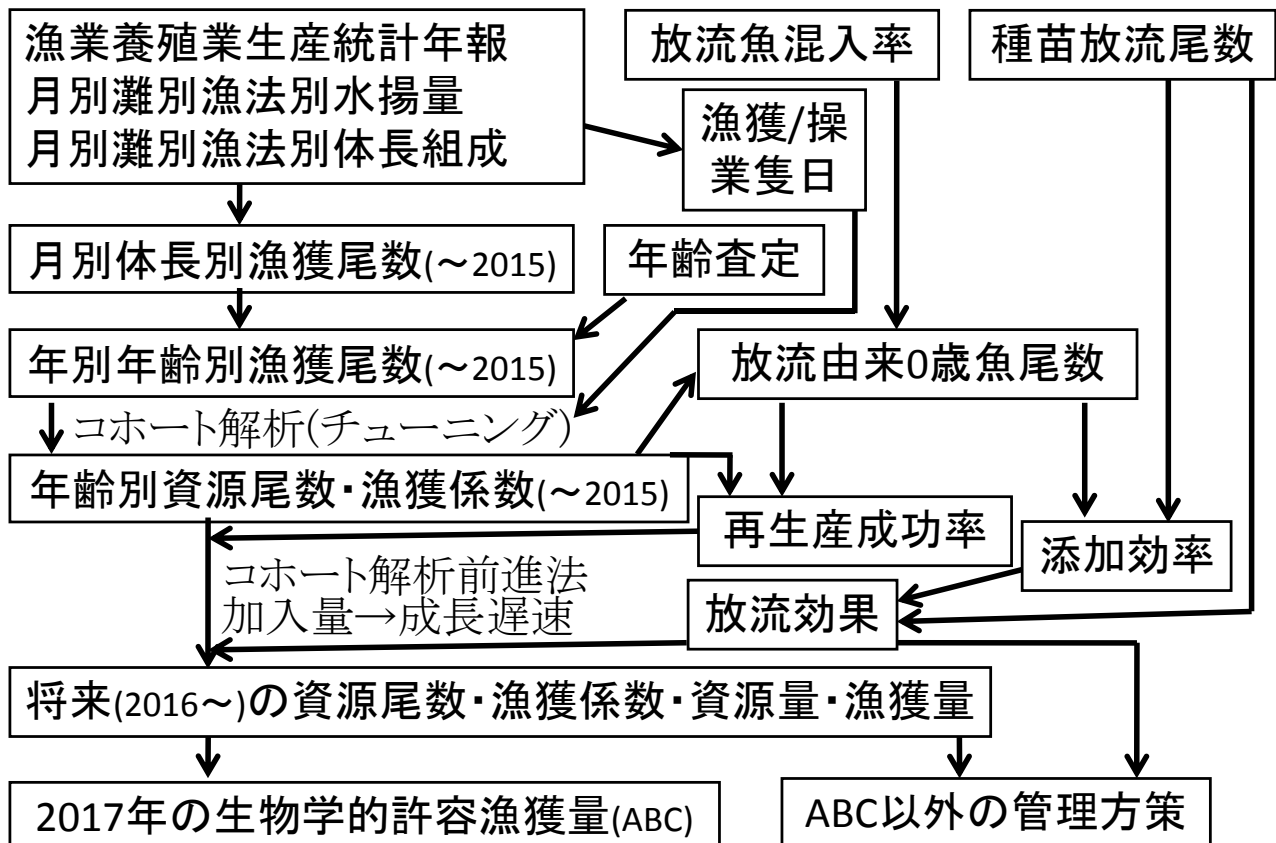
愛媛県農林水産研究所水産研究センター

福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所

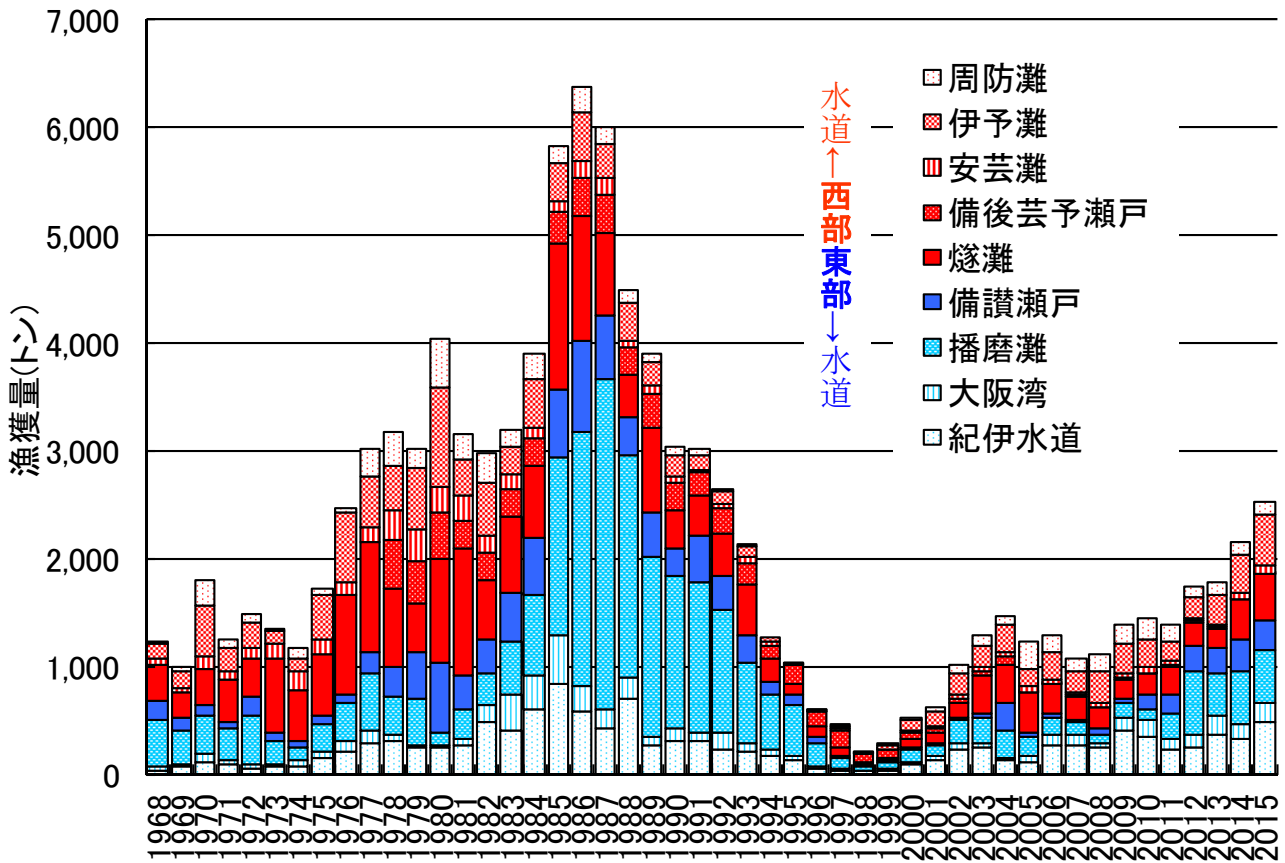
大分県農林水産研究指導センター水産研究部

責任担当:瀬戸内海区水産研究所(石田実・片町太輔)

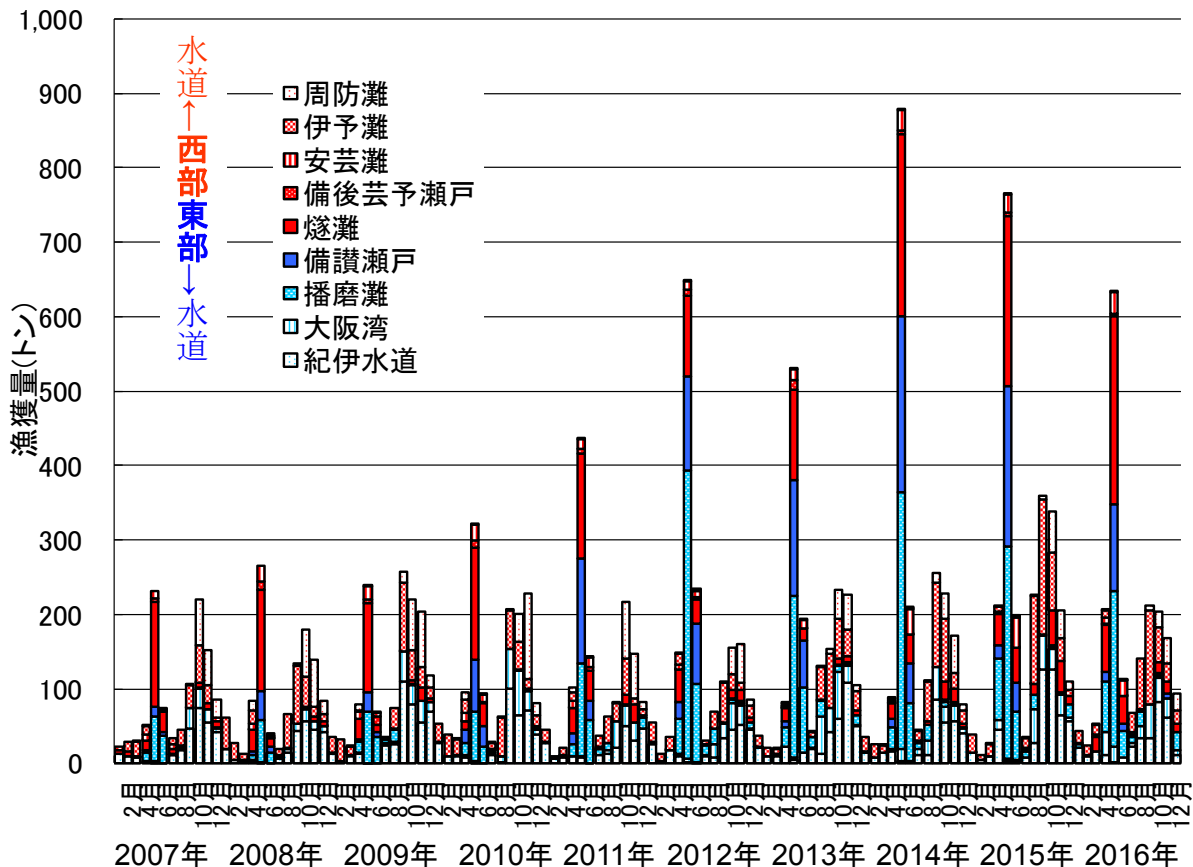
資源評価の手順



灘別漁獲量(年別)

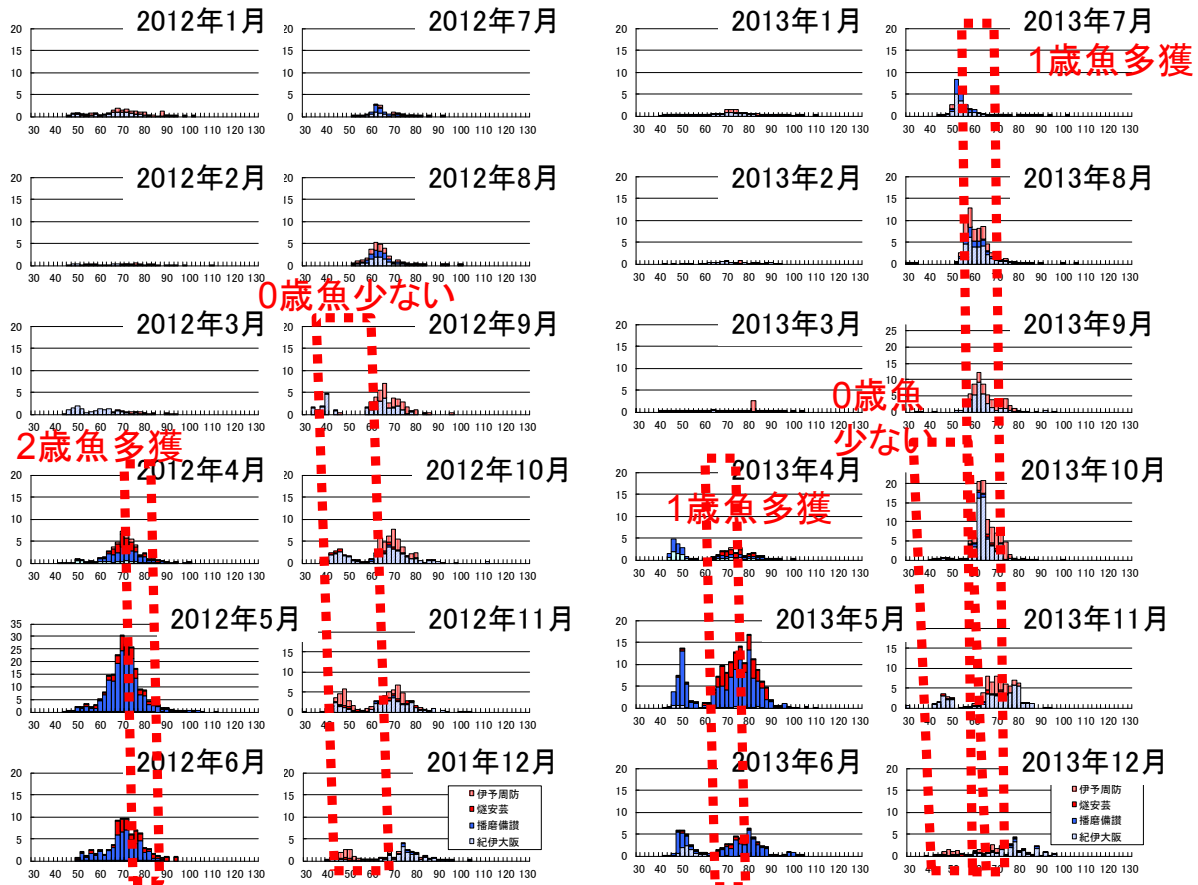


灘別漁獲量(月別)



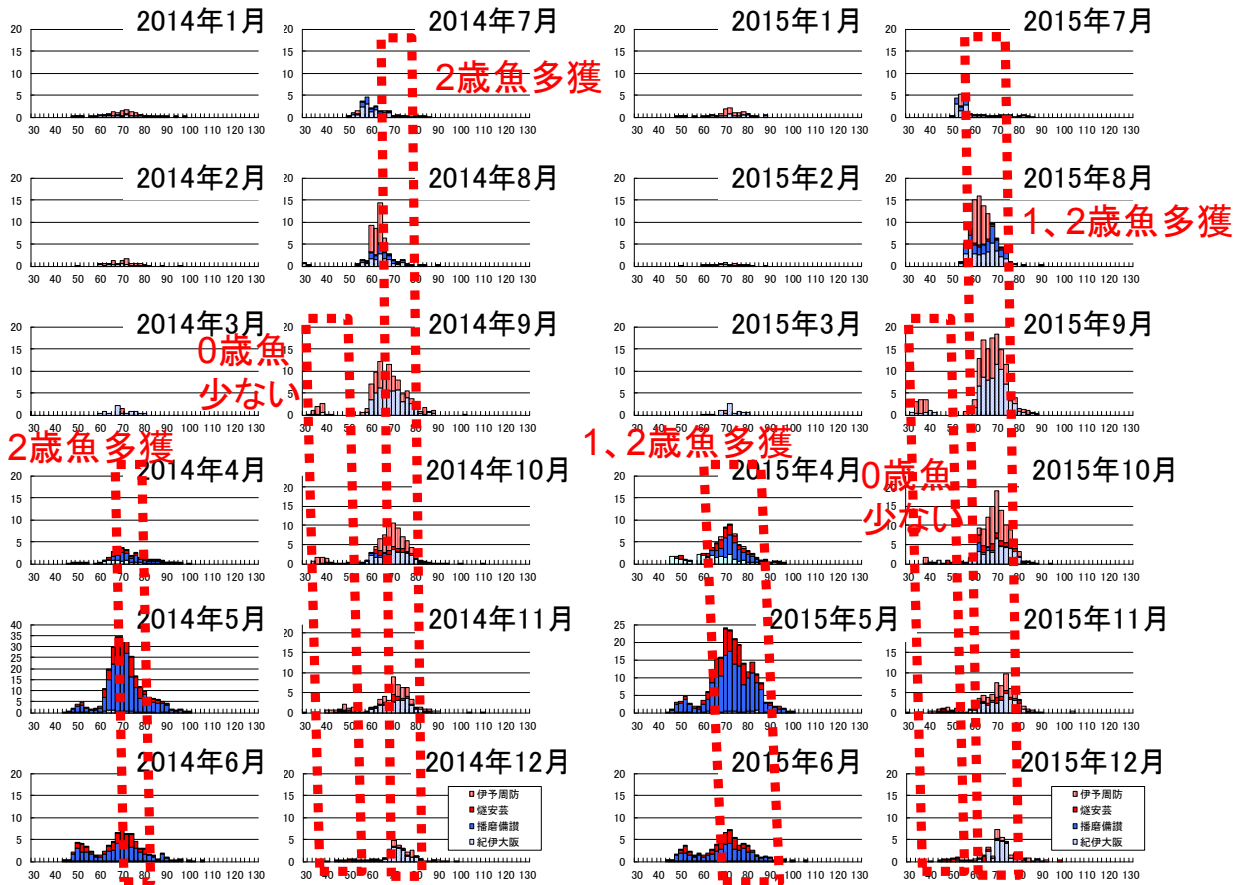
5/14

月別尾叉長別漁獲尾数(2012~2013年)千尾

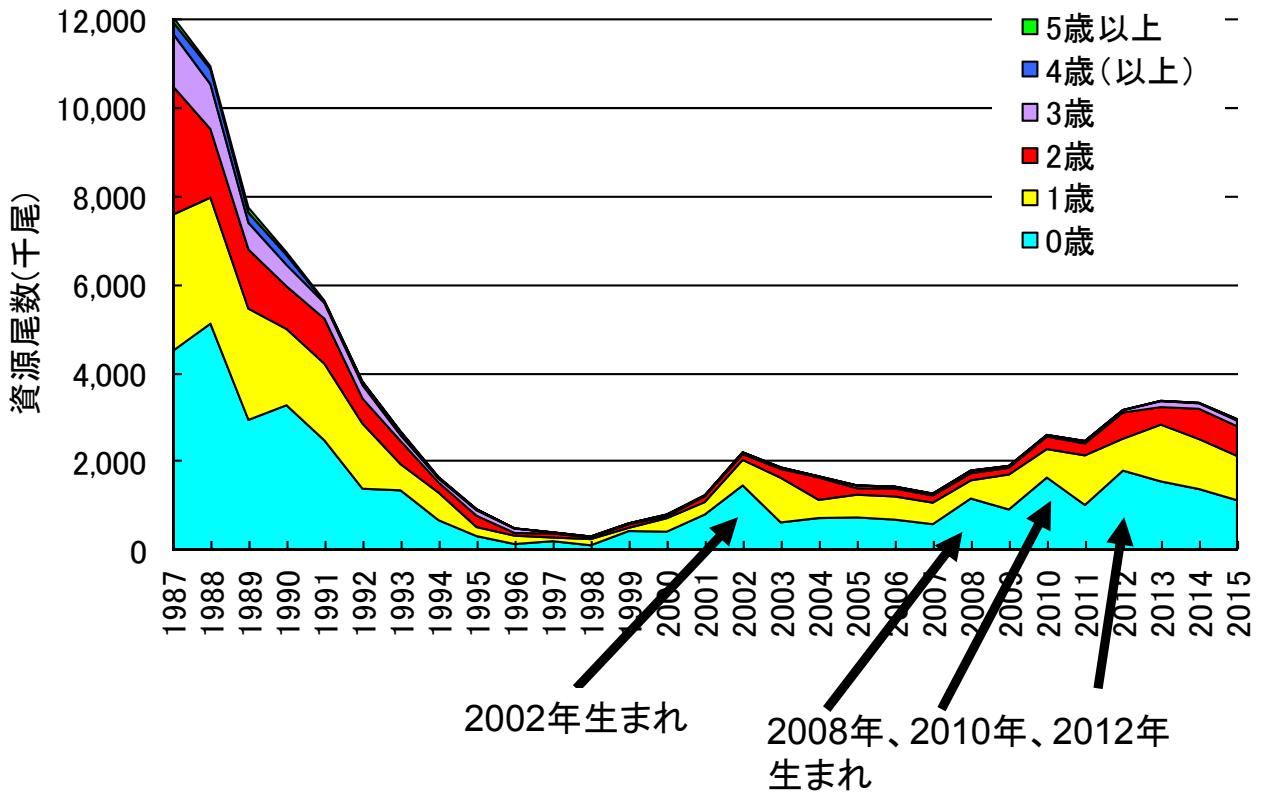


6/14

月別尾叉長別漁獲尾数(2014~2015年)千尾

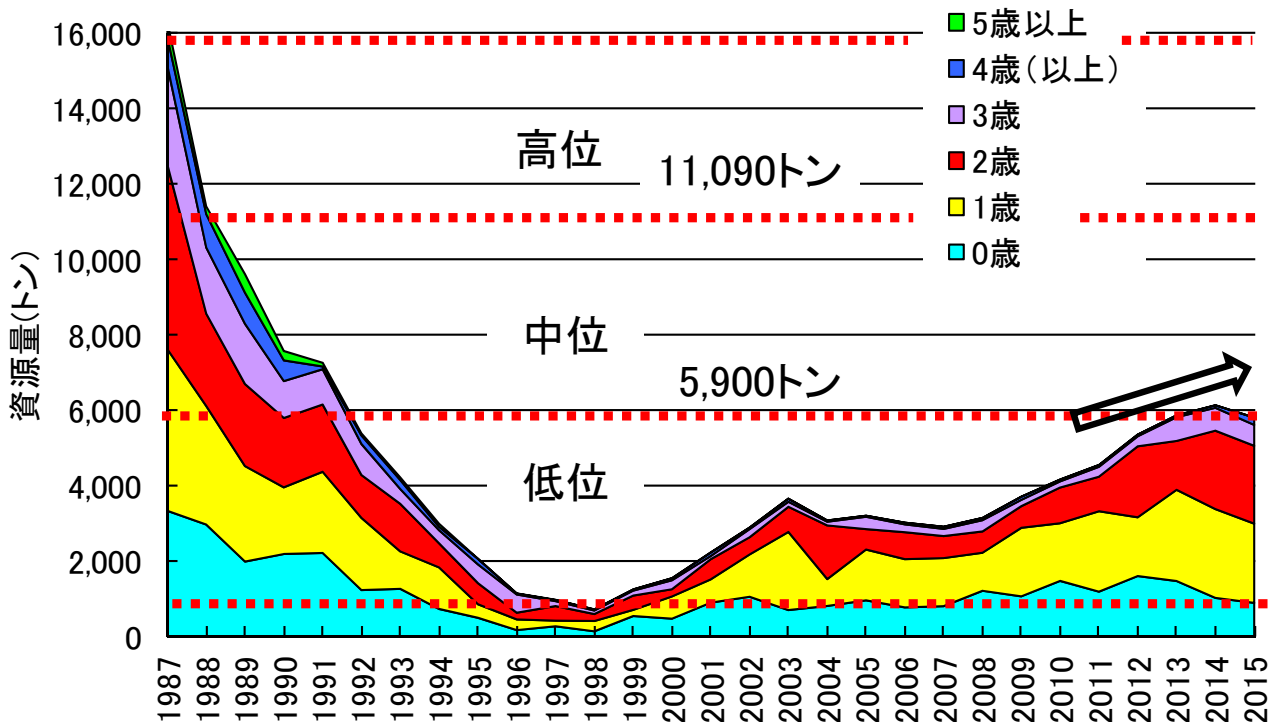


年別年齢別資源尾数推定値

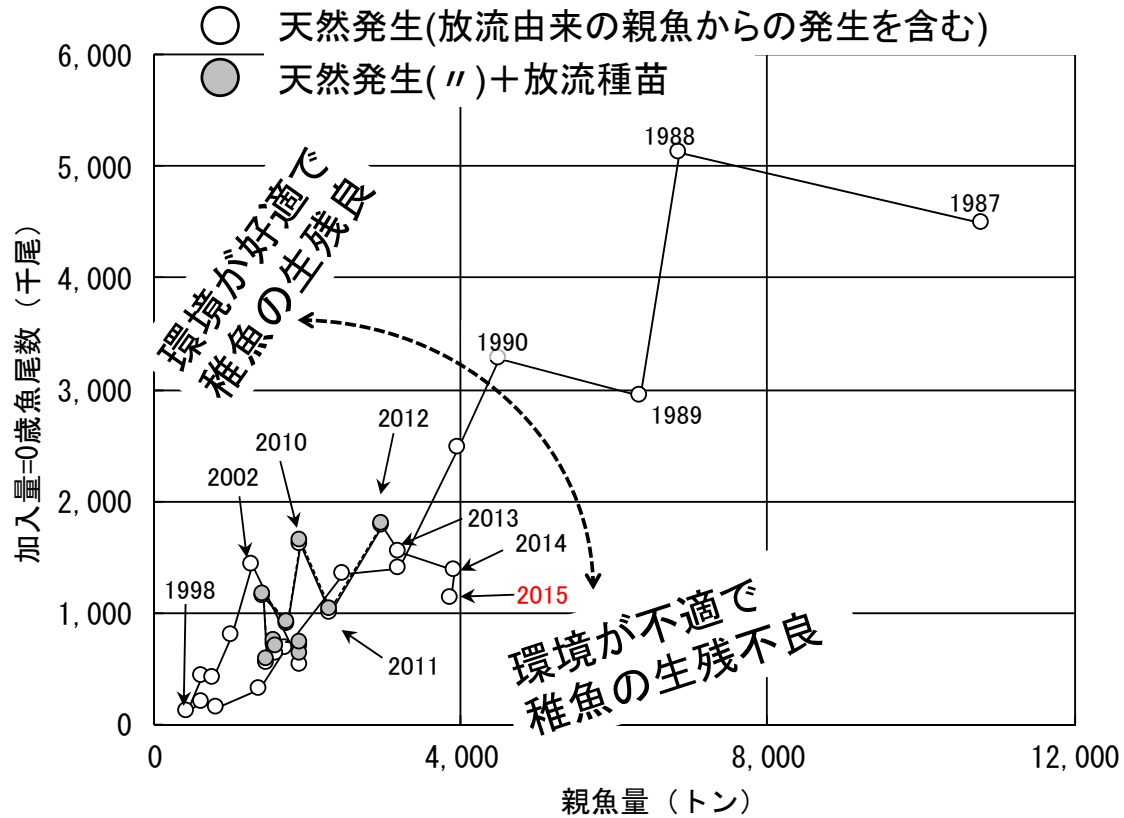


年別年齢別資源量推定値

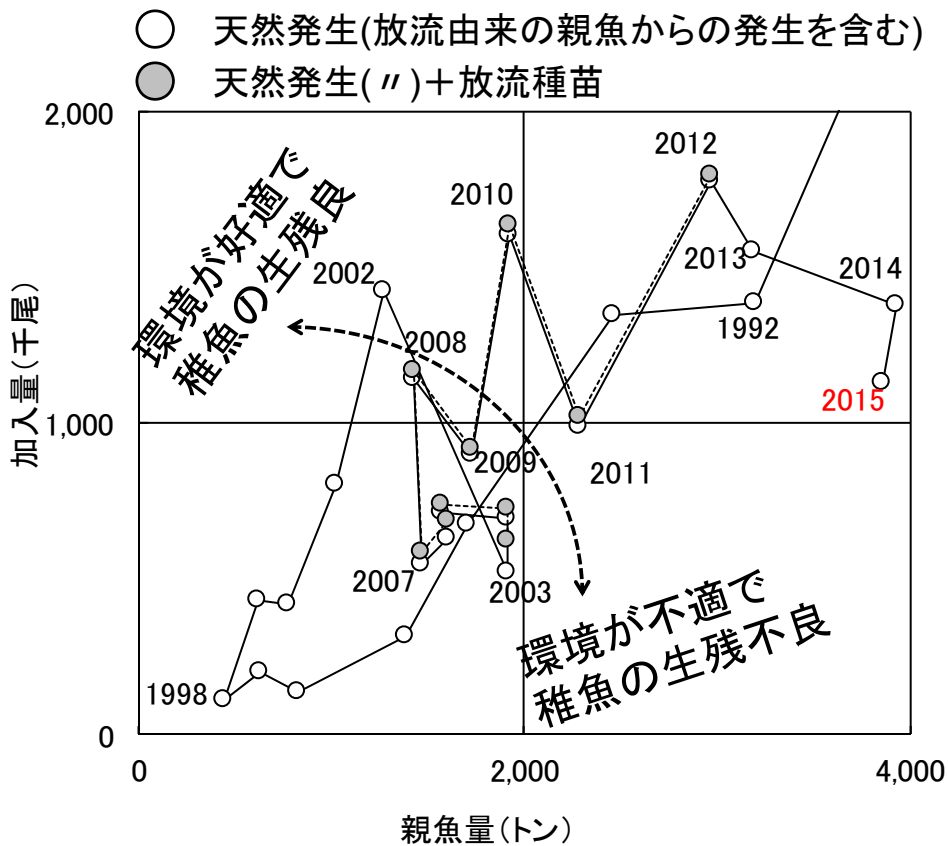
資源水準は低位(最高~最低三分)、動向は増加(5年の推移)



親魚量と子(0歳魚)の尾数の関係



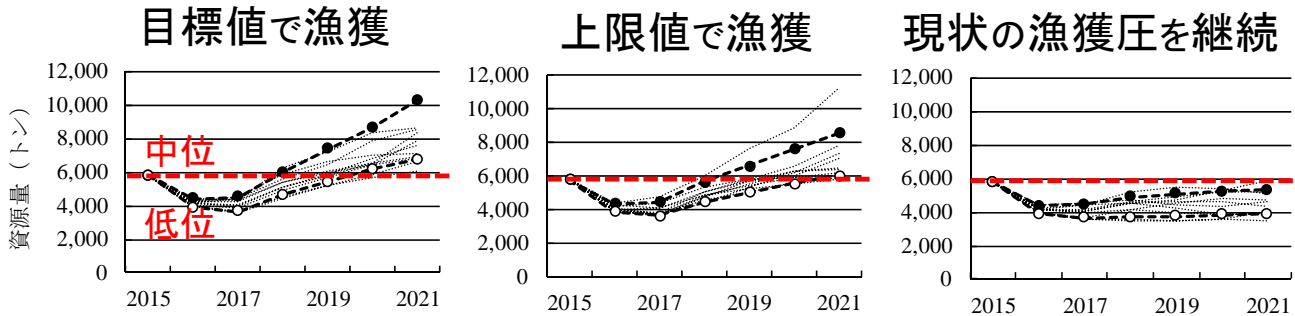
親魚量と子(0歳魚)の尾数の関係(近年)



ABC(生物学的許容漁獲量)と将来予測

	2017年漁獲量	基準	年齢平均F値	漁獲割合
目標値(target)	820トン	0.8Frec5yr	0.56	21%
上限値(limit)	961トン	Frec5yr	0.70	24%
現状を継続	1,390トン	Fcurrent	1.29	35%

漁獲の強さ別の将来5年間の資源量予測



●○破線:1,000回試算の上下10%、点線:10回の例

加入/親魚は無作為、加入量(=0歳魚発生尾数)を成長を反映

種苗放流と添加効率(=種苗が漁業資源に育つ割合)

年	人工種苗放流尾数 (尾)				有効放流尾数 (千尾)	0歳魚加入尾数 (9月1日) (千尾)	天然魚	放流魚混入率 (%)	添加効率 (放流魚加入尾数 / 有効放流尾数)
	東部		西部						
	大型	小型	大型	小型					
2002	82,992	51,000	9,099	66,300	121	1,175	30	2.5	0.25
2003	83,493	94,000	15,689		123	434	83	16.1	0.68
2004	36,000		40,273	20,000	81	571	24	4.0	0.29
2005	113,419		42,086	3,000	156	588	19	3.2	0.12
2006	104,781		41,800		147	517	49	8.7	0.34
2007	216,532		53,468	80,000	290	448	34	7.0	0.12
2008	118,947		73,019	20,000	197	945	17	1.8	0.09
2009	163,248		67,088	41,000	241	738	17	2.2	0.07
2010	164,922	18,000	34,830		204	1,325	27	2.0	0.13
2011	126,525		7,690		134	811	27	3.2	0.20
2012	54,000	32,000	14,000		76	1,460	15	1.0	0.19
2013	60,000		18,000		78	1,272	0	0.0	0.00
2014	55,000	12,000	17,000		75	1,131	0	0.0	0.00
2015	25,500	6,000	700	4,500	29	925	0	0.0	0.00
平均					139			3.7	0.18

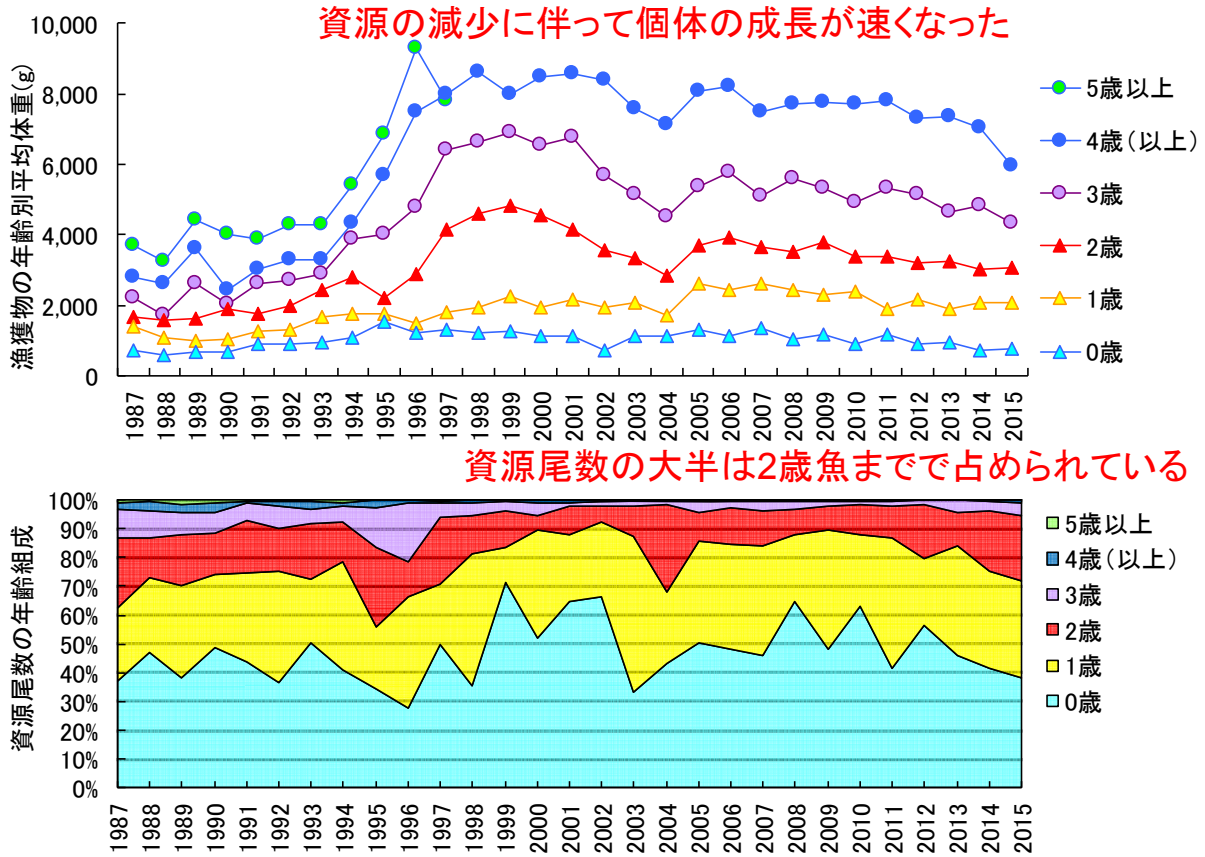
※ 有効放流尾数=大型放流尾数+小型放流尾数/4

※ 放流魚混入率は2002~2014年は1歳魚、2015年は0歳魚の値

$$B \times D = C$$

$$C \div A = E$$

年齢別漁獲物平均体重と資源尾数の年齢組成



ABC以外の管理方策

2002～2011年度 資源回復計画 目標達成 ↶
 2011年の資源量は4,448トン(=2000年の2.9倍)

2015年の資源量は5,799トン(5,900トン未満→低位水準)

↷ 2016年は4,096トン、2017年は3,991トン

現状:

資源水準
 動向
 年齢組成
 体長
 成熟開始

低位
 増加
 若齢主体
 大型
 早熟

本格回復の指標:

→ 高齡魚まで
 → 今より小型
 → 晩熟

特に若齢魚に対して現状以上の漁獲規制を実施・継続し、資源量をより増加させることが望ましい

平成 29 年度 瀬戸内海海域サワラ共同種苗生産・中間育成・放流の 取組について

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会

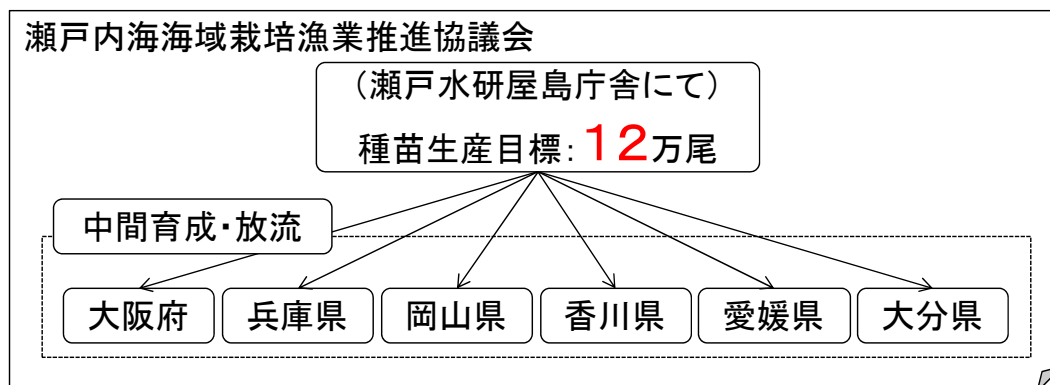
瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は「瀬戸内海海域サワラ栽培漁業広域プラン」にもとづき、関係 11 府県が連携してサワラ共同種苗生産等の取組を以下のように実施する。

1. サワラ種苗生産・中間育成・放流

6 年目の取組となる平成 29 年度サワラ共同種苗生産は、関係 11 府県の協力のもと、瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎を拠点施設として **12 万尾生産** を目標に取り組む。

中間育成・放流は放流サイズ 70 mm を目標として、関係府県（大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県）が連携して取り組む。

種苗生産等は国庫補助事業「栽培漁業総合推進事業」を活用し、（研）水産研究・教育機構の指導・協力のもと実施する。



2. 共同種苗生産協力体制

海域協議会各会員から生産技術研修員の派遣や生産に必要な物品の提供等について一層の協力を得て、効率的な種苗生産を行う。

29 年度の主な取組は以下の通り（別紙参照）

- ①適正サイズのイカナゴシラス等の安定的確保
- ②活ワムシの供給体制の構築及び冷凍ワムシの確保
- ③餌となるマダイ受精卵及びマダイ等冷凍ふ化仔魚の確保
- ④生産管理者、生産技術研修員等の人員配置
- ⑤種苗配付行程や方法等の改善
- ⑥中間育成に使用する餌料栄養強化剤の共同購入
- ⑦必要経費の確保

瀬戸内海海域サワラの共同種苗生産・中間育成・放流 29年度計画

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会

取組内容	H29年度計画	備考
(1)水産機構との協力協定と施設借用	協力協定を締結し、燃料費・光熱水道料負担。	
(2)生産尾数	瀬戸水研屋島庁舎にて12万尾を目標に生産。	
(3)採卵および卵管理	香川県が採卵を実施し、採取した受精卵を瀬戸水研が管理。放流効果把握のために瀬戸水研がALC標識作業を実施。100万粒確保目標に実施。	
(4)適正サイズのイカナゴシラスの安定的確保	香川県が中心となり、イカナゴシラス1,000kg確保目標に実施。関係府県のイカナゴシラス試験操業の漁獲物の確保を検討。	
(5)活ワムシ供給体制の確保	屋島庁舎でのワムシ培養不調時に、関係県から活ワムシを入手できる体制を整える。	新規
(6)冷凍ワムシの確保	関係各府県からそれぞれ50億個体以上を事前入手する。生産施設への送付は生産管理者が組んだローテーションにより施設に搬入する。	
(7)マダイ受精卵の確保	養殖業者からマダイ親魚を借入れ、サワラ生産水槽に並列した水槽で飼育・採卵(香川県の支援協力)。受精卵が確保できない場合は緊急対応として大阪府、和歌山県、兵庫県、広島県、山口県から入手。	
(8)冷凍ふ化仔魚の確保	関係府県から協力を得てマダイ等の冷凍ふ化仔魚(協力可能機関1機関あたり1,000万尾を目標)を確保。	取組強化
(9)必要人員数と配置	生産管理者(1人)、生産管理者補助(2人)、生産技術員(1人)、生産技術研修員(42人日)、パート(4人)の配置を目標。漁業者の積極的な応援を要請。	
(10)種苗配付工程や方法の改善	平成28年度の配付時に種苗が飢餓状態に陥り、配付順が後ろになるにつれ初期減耗が大きくなった。配付工程や方法を改善する。	新規
(11)中間育成・放流	大阪府、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県、大分県の漁業者等が中心となり、全長70mmを目標に中間育成し放流。	
(12)中間育成時の栄養強化剤の共同購入	中間育成に使用するシラスの栄養強化剤を購入し各機関に配付。関係府県に栄養強化の実施を依頼。	
(13)共同種苗生産等にかかる必要経費の確保	海域協議会11府県が連携して必要経費の確保に努める。	

はなつぎ網等におけるサワラ資源管理措置に関する検討状況

年 月 日	検 討 内 容 等
平成27年9月9日	平成27年度第1回 さわら検討会議 (兵庫県よりはなつぎ網の取組見直しについて、隣接県との協議を今後行っていきたい旨表明。)
平成28年9月8日	平成28年度第1回 さわら検討会議 (兵庫県・岡山県より、漁獲量制限から漁獲努力量削減への取組み移行の検討を要望。)
平成28年9月28日	平成28年度第1回 サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会 (兵庫県・岡山県からなされた検討要望の説明とともに、各府県行政を通じて関係漁業者に要望に対する意見提出を依頼。)
平成28年11月15日	第32回 瀬戸内海広域漁業調整委員会 (兵庫県・岡山県からなされた検討要望を説明し、検討状況を報告。)
平成28年12月8日	平成28年度 第2回さわら検討会議 (関係府県からの意見をもとに、要望内容に対する検討を行い、今後の検討の方向性についてとりまとめる。) ・ 漁獲努力量削減の取組を自主的に行いつつ、漁獲量の上限值を引き上げ、3年間漁獲動向をモニタリングしてはどうか。
平成29年1月31日	平成28年度 第3回さわら検討会議 (さらに関係府県からの追加意見を踏まえて、要望内容に対する検討・調整を行い、今後、漁業者協議会で議論を進めることとした。) ・ 漁獲量の管理を透明化。 ・ 3年後の資源管理方策については今後議論。
平成29年2月22日	平成28年度第2回 サワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会 (兵庫県・岡山県の委員より、関係府県からの意見を踏まえた要望が再提案され、協議が行われた。) ・ 再提案のあった要望については、関係漁業者の理解を十分得るため、もう1年協議を継続する。

※ 上記検討のほか、昨年9月～今年2月までの間、各府県において、個別説明や協議等を実施。

資料 1 - 5

平成 2 9 年度
サワラ広域資源管理の取組（案）

平成 29 年度 さわら広域資源管理の取組（案）

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	漁獲量→年間 40 トンを上限
	さわら船曳網	漁獲量→年間 2 トンを上限
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

(2) 種苗放流

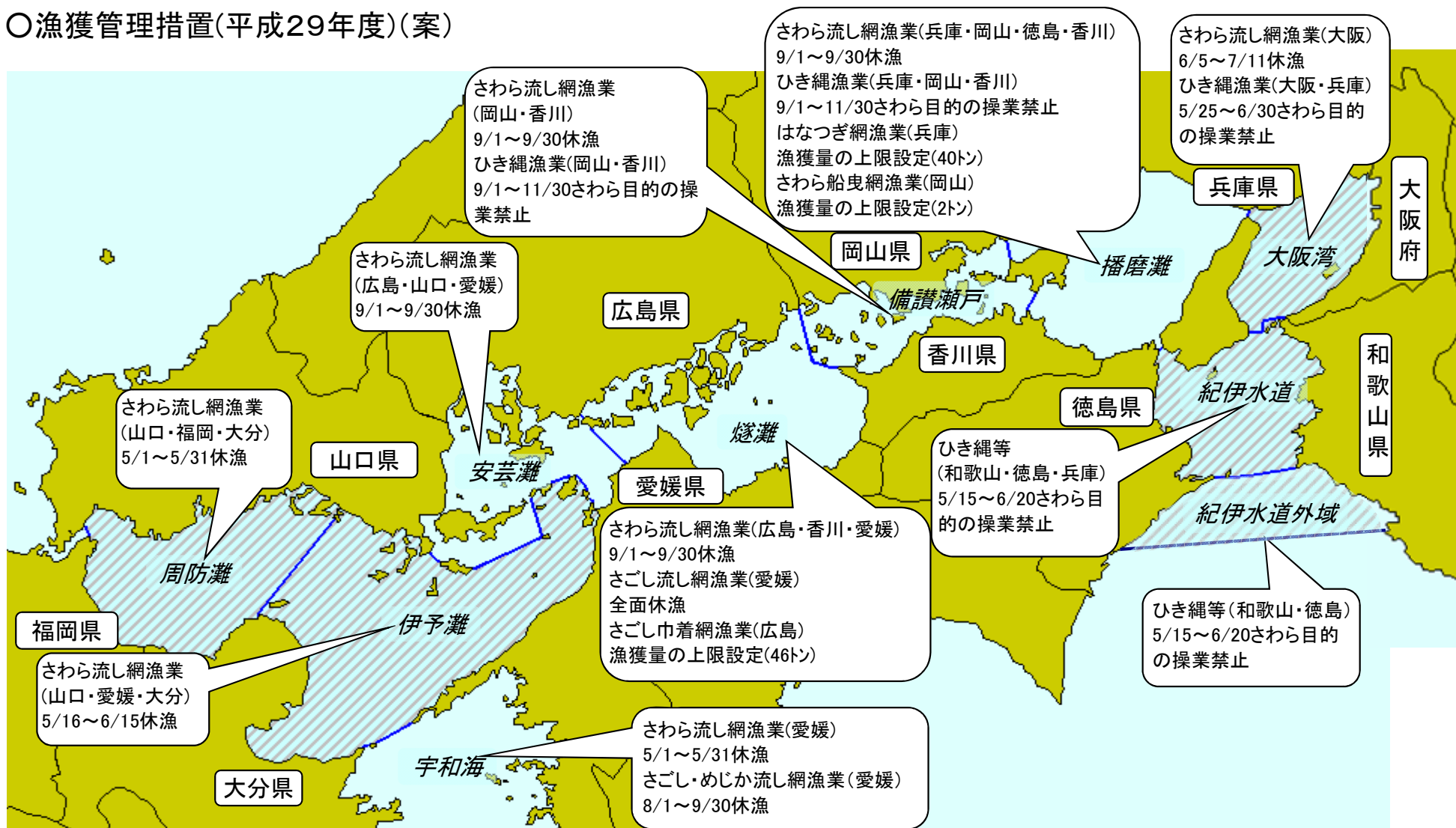
瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、国立研究開発法人 水産研究・教育機構との連携・協力の下で、サワラ種苗の共同種苗生産体制の構築に向け積極的に取り組み、健全種苗、適地、適正サイズの種苗放流を推進し資源造成に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

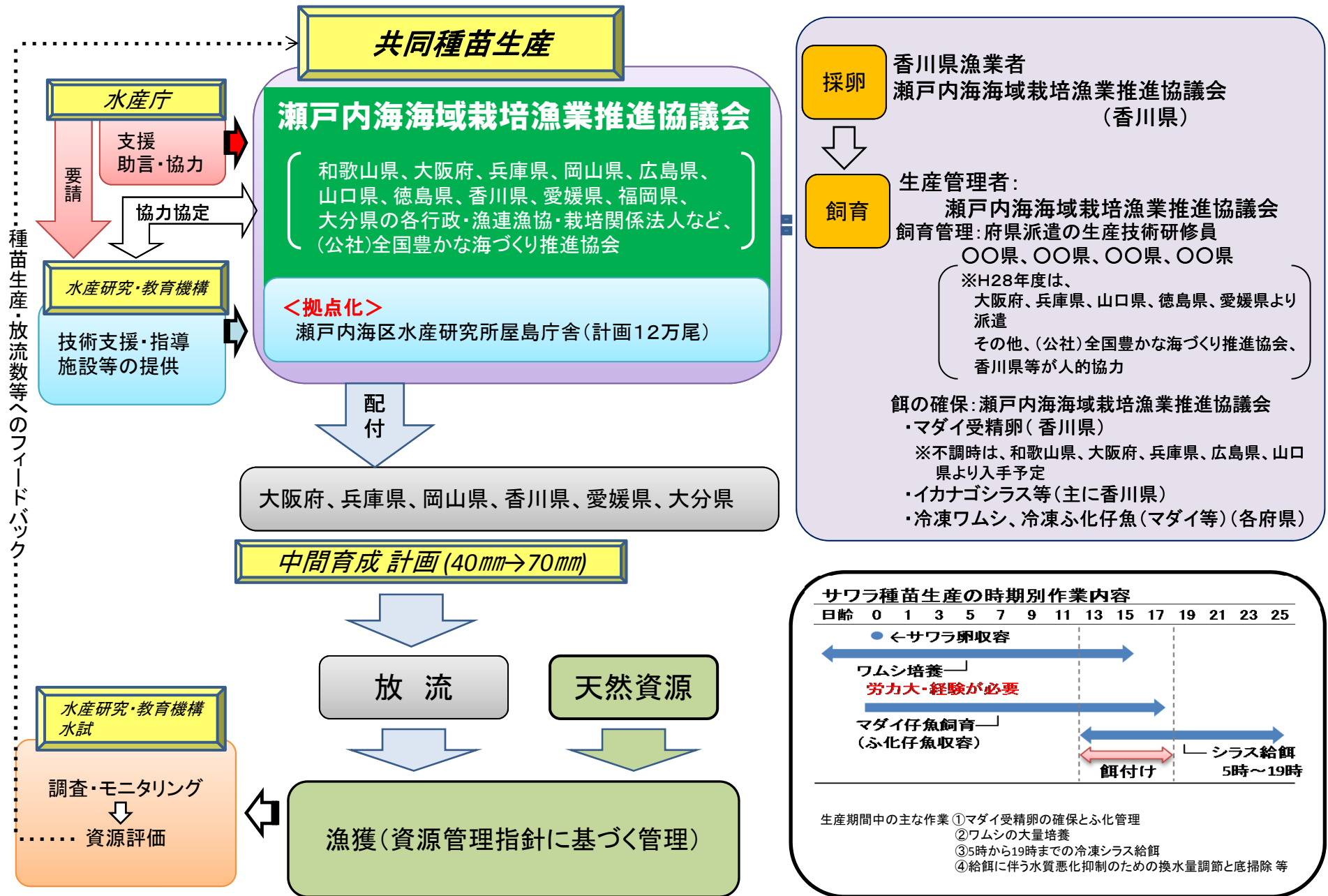
(3) その他の資源管理措置

上記(1)及び(2)の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○漁獲管理措置(平成29年度)(案)



平成29年度 サワラ共同種苗生産・放流体制(案)



瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年三月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 長野 章

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖</p>

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
<p>ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との 交点</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 <ol style="list-style-type: none"> ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線

周防灘	伊予灘	
<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線</p>	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>	<p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島榑崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 はなつぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十トン以下とする
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止 さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする

安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までとする。

平成29年度サワラ放流効果調査実施計画書

1 目的

人工生産したサワラの放流効果を把握するため、さわら流網による試験操業を行う。

2 実施機関

岡山県農林水産総合センター水産研究所

3 漁法

さわら流網

4 内容

(1) 時期と回数

平成29年9月20日から11月30日の期間に5日実施する(1隻×5日)。

(2) 調査協力者

牛窓町漁協の流網漁業者を予定

(3) 操業方法

各実施日1隻、1回操業(操業時間概ね17:00~22:00)

(4) 使用網

網目:2.7寸(8.2cm) 長さ:10反

(5) 調査予定海域

瀬戸内市黄島沖以東の岡山県海域



図 調査予定海域

(6) その他

- ・調査当日は、水産研究所もしくは水産課職員が乗船する。
- ・調査終了後、瀬戸内海広域漁業調整委員会に概要を報告する。